

murata

Quarterly No. 76

'06 秋号

発行日 平成 18 年 10 月 16 日
ムラタ計測器サービス株式会社
横浜市戸塚区秋葉町 15 番
〒245-0052 045(812)1811

ホームページが新しくなりました

当社では、平成 15 年 10 月より、社内報（ムラタクォーターリー）を中心にホームページを開設して、皆様にご覧戴いておりましたが、このたび、より一層、当社の業務内容及び技術の実態を知って戴けるように、その編集方針を一新いたしました。

具体的には、当社の業務内容を、大きく

1. 環境調査 2. 試験・分析 3. コンサルタント 4. 機器システム開発 5. 保守管理
の 5 部門に分類し、各部門で担当している項目について、

その項目が環境関連のテーマとして取り上げられるに至った経緯とその後の動向等
測定方法及び評価方法と問題点

当社の取り組み

用語の解説

関連法令・条例等

などを紹介しております。

以下、各部門ごとに「担当項目」を整理しました。ご関心のある項目については、ホームページをご覧ください。

<http://www.murata-s.co.jp/>

1. 環境調査部門

- 1.1 大気質
- 1.2 地上気象
- 1.3 上層気象
- 1.4 水質
- 1.5 騒音
- 1.6 振動
- 1.7 自動車騒音の常時監視支援
- 1.8 低周波音
- 1.9 フーリエ解析
- 1.10 土壌・地下水
- 1.11 土地利用履歴調査
- 1.12 悪臭
- 1.13 日照阻害
- 1.14 電波障害
- 1.15 作業環境測定

- 2.4 大気中の微小粒子状物質（PM2.5）
- 2.5 環境水（河川・湖沼・海域の水質）
- 2.6 公共下水
- 2.7 工場排水
- 2.8 重金属類
- 2.9 有害大気汚染物質
- 2.10 室内環境（シックハウス）
- 2.11 残留農業
- 2.12 内分泌かく乱物質（環境ホルモン）
- 2.13 医療品

2. 試験・分析部門

- 2.1 ダイオキシン
- 2.2 アスベスト
- 2.3 揮発性有機化合物（VOC）

3. コンサルティング部門

- 3.1 環境影響評価（環境アセスメント）
- 3.2 生活環境影響調査
- 3.3 大規模小売店舗立地法
- 3.4 土壌汚染対策時の環境モニタリング
- 3.5 土壌・地下水汚染の調査・対策の提案
- 3.6 油汚染対策（土壌汚染）
- 3.7 リスクコミュニケーション
- 3.8 環境基本計画、配慮指針の立案等

- 3.9 グリーン購入基本指針の策定等
- 3.10 環境報告書
- 3.11 GIS を利用した評価・解析
- 3.12 風害シミュレーション
- 3.13 ISO14001 認証支援
- 4. 機器システム開発部門
 - 4.1 大気中微小粒子状物質サンプラー (MCAS-03)
 - 4.2 環境監視システム
 - 4.3 GIS 環境管理システム
 - 4.4 鉄道騒音振動自動測定システム
- 5. 保守管理部門
 - 5.1 常時監視測定機器等保守管理
- 6. その他
 - 6.1 会社概要
 - 6.2 許可・登録
 - 6.3 トピックス
 - 6.4 技術情報
 - 6.5 環境法令等の動き
 - 6.6 コラム
 - 6.7 社内四季報 (MURATA'S Quarterly)
 - 6.8 お問い合わせ



[HOME](#) | [お問い合わせ](#) | [企業情報](#) | [採用情報](#) | [サイトマップ](#)

 検索

ムラタ計測器サービス株式会社

環境調査や分析からシステム開発・コンサルティング業務まで、最先端の技術力を駆使して環境問題のワンストップサービスを実現します。



ISO 9001
ISO 14001

環境計測・分析・アセス・検字

環境調査

環境アセスメントに関連した現地調査や各種環境モニタリング調査を行っています。様々な調査に最適な計画をご提案いたします。

試験・分析

大気・水質・土壌・室内環境・残留農薬・各種有害化学物質等の試験・分析を行っています。ダイオキシンやアスベストもお任せください。

コンサルティング

環境アセスメントなどの各種予測・評価から環境保全対策まで幅広くコンサルティングを行います。リスクコミュニケーション支援もお任せください。

機器・システム開発

環境モニタリングシステムやデータロガーの設計・開発を行います。GISを活用した各種環境管理システムもお任せください。

保守管理

大気・水質等の環境監視機器の保守管理を行っています。モニタリング地点の適正な配置計画もご提案いたします。

最新情報

- ◆ [WFP国連世界食糧計画より感謝状を戴きました。](#) [2006年10月05日]
- ◆ [平成19年度新卒者採用情報のお知らせ](#) [2006年10月03日]
- ◆ [Webサイトをリニューアルしました](#) [2006年10月01日]
- ◆ [コラム「Webサイトリニューアルのご挨拶」](#) [2006年10月01日]
- ◆ [技術情報「数値の取り扱いについて\(続\)」](#) [2006年07月16日]
- ◆ [社内四季報第75号を掲載しました。](#) [2006年07月16日]
- ◆ [環境法令等の動き\(平成18年6月1日～30日\)](#) [2006年06月30日]

トピックス

- ◆ [WFP国連世界食糧計画より感謝状を戴きました。](#) [2006年10月05日]
- ◆ [平成19年度新卒者採用情報のお知らせ](#) [2006年10月03日]
- ◆ [Webサイトをリニューアルしました](#) [2006年10月01日]
- ◆ [社内四季報第75号を掲載しました。](#) [2006年07月16日]
- ◆ [「ダイオキシン類環境測定調査受注資格審査に合格」](#) [2006年03月09日]
- ◆ [「そら\(SORA\)プロジェクト」の大気汚染物質測定を担当](#) [2006年01月16日]
- ◆ [「環境新聞」に当社のディーゼル排気微粒子\(DEP\)の測定に関する記事が掲載されました。](#) [2004年07月14日]

◆ **MURATA'S Quarterly**
社内四季報

◆ **技術情報**
環境関連の技術情報を分かりやすく解説。

◆ **環境法令等の動き**
官報の中から環境関連の法令などの動きをチェック。

◆ **コラム**
環境技術者の日常から環境関連ニュースなどを綴っています。

[個人情報保護方針](#)

千年先を見えています。

環境方針・品質方針

Copyright(C) 2006 ムラタ計測器サービス株式会社 All Rights Reserved.

-2-

murata Quarterly No.76

創立 34 周年記念行事開催

平成 18 年 7 月 21 日(金)、創立 34 周年記念行事が開催されました。当日は、午後 2 時より 5 階会議室において下記のセミナーを開催した後、例年どおり「創立記念表彰」が行われ、ついで恒例の懇親会の順に進められました。以下、その概要をご報告します。

第 1 部 セミナー

1. 計測・計量の基本的事項（環境ビジネスにおける計量の役割） 環境部 相澤 正美
2. SORA プロジェクトの概要 SORA プロジェクト 喜多 加代子
3. データロガー(M330LG)を使用した「測定データ」の流れ 環境部 立石 健吾
4. 品質・環境マネジメントシステムの運用状況の報告 ISO 推進室 吉村 卓弥

品質マネジメントシステムの概要
環境マネジメントシステムの概要

第 2 部 創立 34 周年記念表彰

1. 永年勤続表彰
 - (1) 10 年 熊 金翠
 - (2) 20 年 数野 滋
2. 優秀努力賞（業務上貢献度が高い、或いは優秀な社員又はグループ）

村山 聡 …… 土壌汚染調査にあたり、業務の適正な対応により顧客からの信頼を受け、また、難しい要望等にも適切に応えて処理し、業務の推進に努力した。

尾口 俊一 …… 土壌汚染調査にあたり、業務の適正な対応により顧客からの信頼を受け、また、難しい要望等にも適切に応えて処理し、業務の推進に努力した。

中村 英代 …… ディーゼル排気微粒子曝露検討調査、並びに SORA プロジェクト調査において、多くの工夫・努力により業務を遂行し、業績の向上に寄与した。

横山 容子 …… ディーゼル排気微粒子曝露検討調査、並びに SORA プロジェクト調査において、多くの工夫・努力により業務を遂行し、業績の向上に寄与した。

伊藤健太郎 …… 公害防止管理者及び情報処理技術者試験に合格し、業務上の技術の習得に努力した。
3. 技術賞（新技術、新事業、新製品の製作に多大な寄与をした社員またはグループ）

吉村 卓弥 …… 港湾環境影響予測業務において、船舶・航空機等の新たな予測対象分野に取り組み、成果を収めた。
4. その他(省エネ活動大賞)

応募参加賞
清水 慶治
西田 志郎
竹内 成広

第 3 部 懇親会

本年度は、都合により、会議室で開催。狭い場所での宴会は、またそれなりに楽しいものです。各種の飲物におつまみとお寿司。和気藹々の談笑の中に時を過ごし、午後 7 時過ぎに無事に終了しました。

人も感度良好

企業の最大の目的は利益を生むことである。生んだ利益で従業員の生活を支え、社会に貢献しつつ企業の更なる発展を期することができる。その利益を生むためにされる企業活動を展開する場合に、何でも許されるわけではないことは言うまでもない。しかし、これからは企業活動によって影響を受ける側面を、社会の論理、人間の論理から厳しく考える時代に入ったことを自覚した企業経営が要求される。これは、報道される近年の企業の不祥事の内容が多種多様であることが物語っている。また、表面化していない不祥事も数多くあると思うが、脱税、未公開株取引、M & A、製品の不良・欠陥、環境の汚染、雇用に係る人権問題、不法的受注など、その不祥事によって影響を受ける分野も格段と広範囲になってきている。

これら不祥事も、最初の発端は些細な現象である場合が多い。小さなミス、小さな違法、小さな嘘、小さな横着など、その影響が問題にならない段階では、「まあ、いいか。」とか「大事のための小事だ。」と、その事象に目をつぶっている。その間にそれら「小さな」ものが人の心の中では「ミス、違法、」などではない「アタリマエ」なものに変化し習慣化してしまうことが多い。「小さい」ことであるが故に、馬鹿にして問題にしなくなるケースが多々ある。不祥事と言ってもその発端は非常に人間的な「こころ」の部分に根ざしている。不祥事はどこか外から突然入ってくるものでもなければ、自然に起こるものでもない。利益を生むものが人の頑張る「意志」だとすれば、不祥事も人のずるさの「意志」が生むものであろう。

それらの不祥事を予防することを企業経営と並んで重要な一つとして「CSR」と言う考え方がある。これは“日本的には 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) と解されているものである。このCSRには、社会、環境、労働、人権、品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、リスクマネジメントなどが含まれる。企業が経営面だけでなく、社会・環境面に対しても配慮しながらバランスの取れたアプローチを取るべきとする考え方である。財務面だけでなく企業の持続的発展のために経済面の結果に加えて社会面、環境面の結果を総合的に高めていくことがトリプルボトムラインと言われるものである。”(環境社会検定試験公式テキストから)と、今後の均整の取れた企業経営の方針が語られている。

ドラマや映画などで崖から少量の砂がさらさらと、また、小石が数個コロコロと転がって落ちる静寂なシーンがある。この後、突然状況は一変して轟音とともに地震とか、思いもよらぬ大変な出来事が必ず起こる。不祥事の前にはその前兆と思える小事がある。大事の前には必ずと言って良いほど前兆があるものだ。リスク管理を制度、システムだけに頼るばかりでなく、その小事の意味を感じ取れる「感度」の鋭さを企業の中に育成することは、これからの企業経営の重要な考え方ではなからうか。測定や分析の機械の「感度」だけでなく、人の「感度」も磨くべきである。



環境法令等の動き < 抜粋 > (H18.6.30 ~ H18.9.29)

整理 番号	月日	区分・番号	名 称 ・ 内 容
1	6.30	環境省告示 第 93 号	環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件 北上川水系、多摩川水系、大和川水系、吉野川水系について、水質汚濁に係 る環境基準の水域類型及び達成期間を指定した
2	7.14	厚生労働省・ 経済産業省・ 環境省告示 第 2 号	化審法第 2 条第 5 項の規定に基づき化学物質を第 2 種監視化学物質に指定した件 化学物質 17 項目を第 2 種監視化学物質に指定（通し番号：No.866～No.882） した
3	7.14	経済産業省・ 環境省告示 第 3 号	化審法第 2 条第 6 項の規定に基づき化学物質を第 3 種監視化学物質に指定した件 化学物質 10 項目を第 3 種監視化学物質に指定（通し番号：No.1～No.10）し た
4	7.18	経済産業省・ 環境省告示 第 4 号	化審法第 2 条第 6 項の規定に基づき化学物質を第 3 種監視化学物質に指定した件 化学物質 41 項目を第 3 種監視化学物質に指定（通し番号：No.11～No.51）し た
5	7.26	政令第 249 号 （環境省）	石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正す る法律の一部の施行期日を定める政令 当該法律（平成 18 年法律第 5 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定（石綿が含 まれている廃棄物の無害化に関する事項）の施行期日を平成 18 年 8 月 9 日と する
6	7.26	政令第 250 号 （環境省）	廃掃法施行令及び海洋汚染防止法施行令の一部改正 1. 廃掃法施行令の一部改正 ・ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等の範囲について、発生源を建築物そ の他工作物とする ・ 石綿含有一般廃棄物等の収集、運搬、積替え、保管、処分、再生、埋立 処分等に関する事項 2. 海洋汚染防止法に関する法律施行令の一部改正 船舶から海域の埋立場所等に石綿含有一般廃棄物等を排出する場合につい て規定した 3. 施行期日：平成 18 年 10 月 1 日
7	7.26	環境省令第 23 号	廃掃法施行規則等の一部改正 1. 廃掃法施行規則の一部改正 ・ 石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するものを「石綿含有一般廃棄 物」とする ・ 石綿含有一般廃棄物の埋め立てに関する事項 ・ 一般廃棄物の「無害化処理」に関する事項 ・ その他、石綿含有一般廃棄物等に関する事項 2. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正 ・ 引用事項の表示文字の変更 3. 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 を定める省令の一部改正 ・ 当該廃棄物に石綿が含まれている場合について規定 4. 廃掃法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正 ・ 附則第 2 条中「当分の間」を「平成 20 年 4 月 1 日までは」に改める 5. 地方環境事務所組織規則の一部改正 ・ 「廃掃法に規定する無害化処理に係る特例に関すること」を加える
8	7.26	環境省令第 24 号	廃掃法施行令及び海洋汚染防止法に関する施行令の一部を改正する政令（本稿 #6）附則第 2 条第 2 項の規定による届出に関する省令 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設使用届出書に関する事項

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
9	7.26	環境省告示第98号	無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物を定める件 1. 廃掃法施行規則第6条の24の2の環境大臣が定める一般廃棄物は石綿含有一般廃棄物（本稿#7参照）とする 2. 廃掃法施行規則第12条の14の環境大臣が定める産業廃棄物は廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物（本稿#7参照）とする
10	7.26	環境省告示第99号	石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等 第1条（無害化の基準） 1. 無害化：石綿が検出されないこと 2. 検定方法：位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回析分析法による 3. 2で判断できない場合は電子顕微鏡による 第2条（無害化処理の内容の基準） 1. 無害化処理施設の処理能力が5トン/日以上であること 2. 排ガス中の石綿の濃度が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること 3. 施設内で捕集されたばいじん等は当該処理施設において無害化処理又はセメント固化をすること 第3条（石綿含有一般廃棄物の無害化処理を行い又は行おうとする者の基準） 1. 無害化処理生成物の性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること 2. 当該処理施設が溶融施設である場合には、11項目の基準に従って維持管理を行うことができる者であること 第4条（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準） 前条の規定の例による 第5条（石綿含有一般廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準） 無害化処理施設が溶融施設である場合の基準を規定 第6条（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準） 当該処理施設が溶融施設である場合には前条の例による 第7条（無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項） 第8条（実証試験に関する書類） 第9条（記録の閲覧） 第10条（記録する事項） 第11条（環境大臣に報告する事項）
11	7.27	環境省告示第100号	無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号：本稿#9）及び石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（同第99号：本稿#10）の一部改正 既存の法令等と重複している条項等の整備
12	7.27	環境省告示第101号	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準 1. 無害化：石綿が検出されないこと 2. 検定方法：位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回析法による 3. 2で判断できない場合は、電子顕微鏡による
13	7.27	環境省告示第102号	石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法 当該廃棄物に関する処理方法（溶融、無害化、破碎又は切断等）を規定
14	7.27	環境省告示第103号	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部改正
15	7.27	環境省告示第104号	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準の一部改正
16	7.27	環境省告示第105号	廃掃法施行令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物を指定する件 以上、何れも、石綿を含有する廃棄物に係る事項を規定

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
17	8.2	政令第257号 (厚生労働省)	労働安全衛生法施行令の一部改正 1. 製造等の禁止 石綿及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物の製造を禁止することとした 2. 規制の対象となる有害物の範囲の拡大 作業主任者を選任すべき作業等について、石綿等を取り扱う作業等を定めるとともに、製造等の禁止に伴う所要の規定の整備を行った 3. 経過措置あり 4. 施行期日：平成18年9月1日
18	8.2	厚生労働省令第147号	石綿障害予防規則等の一部改正 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業、並びに、石綿等の封じ込み又は囲い込みの作業に関する事項を追加
19	8.2	厚生労働省告示第464号	作業環境測定基準の一部改正 「令第6条第23号イ又はロ」を「石綿等」に改める
20	8.2	厚生労働省告示第465号	作業環境評価基準の一部改正 別表33の2の項中「(アモサイトおよびクロシドライトを除く)」を削る この結果別表33の2の「物の種類」は、単に「石綿」となる
21	8.2	厚生労働省告示第466号	石綿障害予防規則第16条第1項第4号の厚生労働大臣が定める性能の一部改正
22	8.2	厚生労働省告示第467号	石綿障害予防規則第16条第2項第3号の厚生労働大臣が定める要件の一部改正
23	8.2	厚生労働省告示第468号	石綿障害予防規則第17条第1項の厚生労働大臣が定める要件の一部改正 以上、何れも、文中の「特定石綿」を「石綿」に改める
24	8.7	環境省告示第118号	廃掃法第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターを指定した件 名称：(財)愛知臨海環境整備センター 所在地：愛知県知多市
25	8.7	環境省告示第119号	廃掃法第15条の5第3項に規定する廃棄物処理センターの住所及び所在地を変更した件 ・(財)三重県環境保全事業団 ・(財)クリーンいわて事業団 いずれも市町村合併等による地名等の変更
26	8.11	環境省令第25号	大気汚染防止法施行規則の一部改正 石綿を含有する建築材を使用している建築物の解体等に関する事項を追加した。
27	8.11	政令第268号 (環境省)	石綿による健康等に係る被害防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 施行期日：平成18年10月1日
28	8.11	政令第269号 (環境省)	大気汚染防止法施行令の一部改正 1. 特定粉じん排出等作業として、工作物の解体等の作業を追加する 2. 工作物の解体等の作業を伴う建設工事に係る報告及び検査に関する事項を規定 3. 施行期日：本稿 27と同じ日(平成18年10月1日)
29	8.16	環境省告示第122号	水質汚濁に係る農業登録保留基準の改正 削除2項目 (「別名(ベンタゾン)及びそ」を削る) (フラチオカルブ) 追加1項目 (オリザストロピン：1mg/L) 試験法改正 (題名改正1：2(7)) (削除1：2(103)) (追加1：2(140)オリザストロピン試験法)

整理番号	月日	区分・番号	名称・内容
30	9.27	厚生労働省告示第518号	労安法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 該当する281物質の名称を提示
31	9.28	環境省令第27号	廃掃法施行規則の一部改正 則第8条の36(情報処理センターによる報告)に関し石綿を含む廃棄物が含まれる場合について規定
32	9.28	環境省告示第131号	廃掃法施行規則第9条の2第3項第3号及び第10条の4第3項第3号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度を定める件 環境大臣が定める認証制度は次のとおりとする 1. 国際規格ISO14001に適合しているものとして行う認証制度 2. エコアクション21に適合しているものとして行う認証制度 3. (財)地球環境戦略研究機関がエコアクション21と適合性の評価の基準その他の認証に係る事項等の評価について同程度以上のものとして相互に認証した規格に適合しているものとして行う認証制度
33	9.29	環境省令第28号	振動規制法施行規則の一部改正 別表第1の付表第1号二(都道府県知事が振動・騒音の防止のために指定する地域)中の「児童福祉法第7条」を「同法第7条第1項」に改める
34	9.29	環境省告示第132号	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準等の一部改正 #33に基づく関連基準中の字句の改正
35	9.29	国土交通省令第96号	建築基準法施行規則等の一部改正
36	9.29	国土交通省告示第1172号	石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件
37	9.29	国土交通省告示第1173号	建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件 以上、何れも「石綿」に関する事項を規定

駄作三昧(その8)

その頃私は、赤羽に住んでいて、王子で都電に乗り換えて大学に通っていました。終戦後4年、焼跡こそは目立たなくなりましたが、駅前の闇市、浮浪者、進駐軍、夜の女・・・戦争の爪跡はまだあちこちに残っておりまして。

そんな秋の夕暮れ、私はその子に会ったのでした。ただ一点を見つめて、只管声を張りあげて数を唱える少年。私はその姿の中に、あの戦争の恐ろしい運命^{さだめ}を垣間見たような気がしたのですが、いかがでしょうか・・・。(藤井)

数に寄せて

純なるものへのあこがれ

イチニイサンシ ゴオロク シチハチ
イチニイサンシ ゴオロク シチハチ
裸のあかりが
さびしく瞬^{またた}いている駅前^{またた}の広場で
すべてを失った児が 数えあげる
両手を握って 小刻みに動かしながら
ああその声の かくも美しく
朗々とひびきわたるのは何故だろう

イチニイサンシ ゴオロク シチハチ
お前は数を知っている
数を 一の次には二がきて

二の次には三がくることを
いつお前はそれを覚えたのか
誰がそれをお前に教えたのか
あの楽しかった日々の思い出が
あたたかい日ざしの運動場で
のびのびと手足を伸ばした その楽しさが
今もお前の病める頭の中に
よみがえってきているのだろうか

イチニイサンシ ゴオロク シチハチ
イチニイサンシ ゴオロク シチハチ
裸のあかりとともに
深い夜空に吸い込まれて行く
その声の中に
私はふと
あの幼き者のみの持つ純なるものを
見出すことができたような

気がするのだった
(24・10・5)

『たまには晴耕雨読』（「続・解体新書」改め）No.51

<精密検査日記>

1ヶ月ほど前から右脇腹の痛みがとれず、総合病院にて診察と検査（血液、尿）を受けたところ、「CTスキャンと腹部エコーの精密検査をしてみましょう。」との医師の診断に、「トホホ、もう酒は飲めないのか．．」「生命保険はいくらだったか．．」「残された家族は大丈夫だろうか」などと思いつつ、それこそ腹をくくって、いざ検査室へ。

最初の検査は、腹部エコー検査。これは、胆石や腫瘍の存在を超音波を用いて検査する方法で、産婦人科でも胎児の検査をするのに必須かつ定番のものだ。

看護婦さんに案内された検査室は、ベッドが一つと測定器、それとサーバーらしきハードウェアのファンの音が響く個室で、「上半身裸になって、ズボンの前を開けて横になってお待ちください。」との看護婦さんの指示に従う。てっきり、医師が検査するのだと思っていたら、意外にもさきほどの看護婦さんが、メディカルグローブ（手術の時にするぴっちりした手袋）をして、戻ってきた。「両手は頭の上にあげておいてくださいね〜。」と指示されると、ほとんど「まな板の上の鯉」状態の自分に対し、「ちょっと失礼しま〜す」と、いきなりパンツに両手を掛けたかと思うと、表情ひとつかえずに、いっきに！×である。

あるべき所にある物には全く興味がないかのように、焼肉屋のよだれかけのような紙をピラッと置くと、透明のゼリー状の物体が詰まったチューブ（事務用糊のように強く握ると先端から滲み出てくる）を胸のあたりから臍の下あたりまで、万遍なくぬ〜りぬ〜りする。すると、部屋が暗くされ、パソコンのマウスのようなセンサーを首の下から下腹部の間を行ったり来たりさせ、時々止まったかと思うと、端末のキーボードをカチャカチャと操作し、1ラウンドの検査が終了する。「はい、では横向きになってください。」と看護婦さんの方へ身体を回転させると、先ほどの焼肉屋のよだれかけは、万有引力に従い落ちてしまうので、看護婦は「あらまあ」といった感じで、パンツと太ももの間によだれかけの端っこのほうを挟み込む。脇腹を上にして寝ている間も、両手は頭の上なので、なすすべもない。脇腹は、かなりくすぐったい気もするが、至近距離で見る看護婦さんの表情と、身体上を這いまわるマウスセンサーの検査は、恥ずかしさというよりは、一種の緊張感さえ強いられる。

検査は、再度仰向けになったパターンを繰り返し、全ての検査が終了すると、部屋の照明が明るくされ、「これで終わりです」と言うが早いか、目隠しはさっと取り払われ、「これでお拭きになってください」と笑顔で手渡される。看護婦さんは、明るくなった部屋の中で晒されている「まな板の上の鯉と鯰」を注視したまま「次はCTですね．．」と職務をまっとうされました。

それにしても、看護婦さん恐るべし．．．（石）



腹部エコー検査室のイメージ

～雲南きまぐれ旅日記(その5)～

雪山と黒瓦の街、麗江

翌朝、日の出とともに散歩に出かけた。麗江に来た目的は玉龍雪山の雄姿をひと目見たかったわけで、晴天率の高い早朝に出なければ後悔しそうな気がしたのだ。

通りへ出ると朝食営業の店が何軒も開店しており、高原らしいピリッと冷えた空気の中でいくつもの蒸籠が湯気を上げている。売り子が「食ってけ、食ってけ」と手招きするが、山が気になって仕方ないので旧市街へ急ぐ。車道を市内バスが通り過ぎたが乗り方が良く分からないので見送った。空車のタクシーも何台か見送ったがこれは単に貧乏性からである。殺風景な緩い坂道を 15 分も歩いたらどうか、低いビル



おおっ。

雪を抱いた岩峰が目の前に迫る。実は結構距離があるので「どーん」という感じではないのだが、鼻根目の僕の心には望遠レンズがついており、感動的な風景だった。長野県の白馬村から眺める北アルプスという雰囲気だが標高 5500m は数字で圧倒される。こんな高い山は日本には無い。たまに 3000m 峰に登る程度のハイカーである僕にとって 5000m を超える山は神の領域なのだ。優れた技術を持つクライマーのみが到達できる場所であるような気がしてならない。

もちろん山の難易度は山容や立地、気象条件によって千差万別であり、標高だけで語れるものではない。しかし雪を抱いた岩峰を見上げるとそれだけで畏れ多い気持ちになる。玉龍雪山はこの地の先住民であるナシ族にとっても神々の住む信仰の山であり、山麓で神に捧げる舞を踏む民族服の長老をテレビで見たことがあった。

しかし玉龍雪山の実際は 4500m 地点までリフトで上げられる観光の山になっている。カンコウとシンコウは相容れないイメージがあるが、山に登らせるだけでお金を落としてゆく観光客を招かない手は無いのだろう。白い雪山の中、カメラを持った漢民族が大声で喋りながらパチパチと写真を撮っている姿が目につく。

ぶらぶら歩いて毛沢東像の前を横切ると、駐車場で発車待ちの観光バスから「乗らないか」と声をかけられた。これから登山口に向かうらしい。バスに乗って山に行きたいのはやまやまだが、午後には大理に戻らないと帰国のフライトにまで影響してしまう。中国語で「不要」と断ったら、「ブーヤオ、ブーヤオ」と笑われた。一字どころか声の調子で意味が変わる中国語である。或いは変な想像を生んだのかも知れない。つられて意味も無くはははと笑った。

勢いでここまで来たものの、旅も後半に差し掛かっておりいつまでも気の向くままにいられないのが辛い。バスを断ったその足で泉に映る山が美しいと言われる玉泉公園へ出かけてみた。公園は有料で、泉を囲んだ落ち着いた庭園である。蒼く透明な泉を覗くと水底の砂がくるくると踊っており、山に降り積もった雪解けの伏流水が今ここに湧き出しているようであった。



麗江が世界遺産たる所以は古い木造家屋の立ち並ぶ旧市街の文化的価値にある。黒幾重にも連なる黒い瓦屋根、不規則に折れ曲がって入り組む石畳の小道、その脇を流れる清らかな水路。黒っぽく質素なナシ族の衣装は街に溶け込み、全体がモノトーンで落ち着いた雰囲気である。山を見に来て曇天は困るが、この街は雨が似合いそうな感じがした。そう、日本で小京都などと呼ばれる街と似ているのだ。

しかし二つ目の通りを折れ曲がった頃から、街並みに違和感があることに気がついた。よく見ると間口を開いた建物のほとんどが商店で、その半数は観光客相手の店なのである。生産直売の民芸品、装飾品、判子、オープンカフェ、レストラン、旅行社、レンタサイクルなどなど。ユネスコは歴史ある建築群の使い方まで認定条件にしなかったようである。古い街並みに少数民族の生活まで垣間見るとを期待した自分が浅はかであった。例えば日本でも、旧宿場町で古民家の敷居を跨ぐと中がビクターセンターになっていたり、土産物屋になっていたりすることは少なくない。世界遺産登録から 8 年。内外から大勢の観光客が来るようになって商売替える店が続発しても、それは自然な流れなのだと思う。

もっとも半日足らずでつまらないとがっかりするのは乱暴な話だ。いつかまた麗江旧市街を訪ねたい。市街の民宿に泊まり、夜の街を歩いてみると印象はがらりと変わるのだろう。



昼は昨夜と同じ食堂に入った。この時間、主人は店に出ておらず小姐が一人で仕事をしていた。筆談で、この店のお勧め料理を訪ねると生簞に入った魚を指差す。ここは海から遠い内陸であり、魚は鯉のような淡水魚だった。興味はあったが一人で食べるにはあまりに大きすぎるので卵炒飯を注文する。

ところがやがて登場したのは大皿に山盛りの炒飯。目測で二合余りの飯がもうもうと湯気を上げているのを見てしばし唾然としてしまった。厨房が間違えたのではないかと思ったが、大皿にひとつだけ添えられた蓮華がこれで一人前だと主張している。塩味の効いた炒飯の具は見事に卵だけ。ニンジンだのタマネギだのピーマンだの、日本では黙っていてもレギュラー選手である野菜達も個別に注文しなければ入らないようである。この様子では単に「炒飯」と注文したらプレーンな焼飯が登場しかねない。飯の焼き加減が絶妙でおいしかったものの、油にはラードをたっぷり使っているようでシンプルな具にしては濃厚であった。半分食べてギブアップ。残すのは心苦しいので、小姐がフロアを出た際に持参のポリ袋へザザーッと詰め込んだ。見かけ上完食である。残りは今晚の夜食で片付けようと思う。

大理への帰路はミニバスである。乗り心地など慣れてしまえばなんて事は無く、それならば安いほうが良い。待合室で発車を待っていると、プラットホームには色とりどり、大小さまざまなバスが停車しているのが見えた。鉄道も航空機もまだまだインフラが足りない中国では、交通手段として手っ取り早い長距離バス便が充実している。夜行便の車内には狭いベッドがずらりと並んでおり、上下 2 段に並んだ小窓から寝そべった顔が覗いているのはおかしな感じだ。みな、丸一日かけてさまざまな町へ旅立って行くのだろう。日本の道交法の下ではありえない寝台バスにも乗ってみたかったが、大理までの道のりは近すぎて夜行便はない。昆明直行には夜行もあるが、大理から昆明へ行く鉄道の切符を手配済みである。いやそんなことより僕はもう一度、大理のゲストハウスに戻りたかったのだ。

帰りの 3 時間半は短かった。バスは休憩もせず快調に飛ばし、あっという間に大理のビル群が見えてきた。しかし、あと少しと思ったところでターミナルに入るとそこでぴたりと動かなくなってしまった。市街まで歩くにはまだ遠い。同じ行先を掲げていても着いてみるまでどこで下ろされるか判らないのが可笑的。僕は平然と通りへ出て、停留所から「4 路」の市内バスに乗り込む。もう慣れたものである。

洋人街でバスを降り、迷わず四季客棧で宿泊を申し込んだ。今日着いた西洋人に混じって、シャワー付きシングルがいくら、ドミトリーがいくらとの説明を受けていると、一昨日チェックインした時のスタッフが通りかかる。彼女は僕を見るなり No.7 のキーを投げてよこした。彼はこの部屋なのよ。当然のようにフロントを代わった彼女は僕にサインを求め、領収書を切る。全く決め付けもいいところだ。しかし、たった一泊の自分を覚えてくれていたことが単純に嬉しく、僕は彼女の「好意」に 30 元を支払った。

ただいま。僕は No.7 のキーを手に木造の細い階段を上り、あの丁稚部屋に帰った。(今村)

<パズル&クイズ>

〔前回の解答〕

()の中が正解です。

- 偉才(異彩)を放つ : 「異彩を放つ」とは、普通と違った色どりや光を出すことで、転じて、才能や技量が他とかけ離れてすぐれて見えること。意味からすると、「違才」でもよさそうなので間違いやすい。
- 担荷(架)で運ぶ : 「担架」は、病人などを乗せ、前後から支えて運ぶ道具。「担荷」では、荷物をになう(かつぐ)意味になる。
- 自然の節(摂)理 : 「摂理」は、自然界を支配している理法。「節理」は、岩石の割れ目、「すじみち」のこと。
- 国の助勢(成)金 : 「助成」は、事業や研究の完成を援助すること(前回の出題にミスがありましたことをお詫びします)。
- 優性(生)保護法 : 「優生」は、子孫の素質をすぐれたものにすること。「優性遺伝」という言葉があるので間違いやすい。
- ローマ法皇(王) : 「法皇」は、仏門に入った上皇を敬って称した語。「法王」は、ローマカトリック教会の最高の聖職者。
- 法廷(定)相続人 : 「法定」は、法律に定められたという意味。「法廷」で争って定める相続人ではない。
- 需用(要)と供給 : 「需用」は、用途に従って用いるという意味。「供給」の対語は「需要」である。
- 会社更正(生)法 : 「更生」は、生き返ること。「更正」は、あらため直すこと。「会社更生法」は、再建の見込みのある株式会社の更生を図るための法律。
参考：罪を犯した人が立ち直る場合も「更生」を用いる。
- 無作意(為)で抽出 : ことさらに手を加えないで、アトランダムに抽出すること。「作意」は作者の制作の意図という意味。

〔今回の問題〕 次の言葉遣いの間違いを直してください。

真正コレラ	薬を調整する
生鮮食糧品	心象を害する
式事を述べる	島陰が見える
沈静剤を飲む	精魂が尽きる
平行輸入する	結着をつける

〔編集後記〕

当社のホームページが一新されました(本号 P1、2参照)。編集子も、業務上、校正の面でお手伝いすることになり、全部のページに眼を通しましたが、なかなかの出来栄だと思います。

それにしても、「環境関連分野」の間口の広さを、改めて思い知らされました。大気、水質、土壌、騒音、振動などの環境計量証明事業に係る業務は当然ですが、日照障害、電波障害、悪臭、風害、景観などの特異的な生活環境の問題、そして、ダイオキシン、アスベスト、VOCなどの健康に係る項目、さらには、次世代への影響が懸念される環境ホルモン等々、今まで考えられてもいなかった項目が並んでいます。

そして、それらの測定技術の多様性と要求される精度・・・長年かけて蓄積し、自信のある技術であっても、常に初心に戻って、細心の注意を払わなくてはならないと思います。

当社の環境関連技術のもう一つの特徴は、「機器システム開発部門」にあります。もともと「常時監視測定機器」等の保守管理業務からスタートした当社は、自動計測器の整備、運転には、多くの know how を所有していましたが、さらに、遠隔地で得られたデータを、オンラインで管理室(親局)へ送り、リアルタイムでデータの監視・測定をするシステムを数多く開発してまいりました。

連続的な自動計測と解析が必要な業務に関しましては、是非当社にご相談戴ければと存じます。

(再生紙を使用しています)